

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第25号

新潟市介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険法関係手数料条例（平成23年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項中「一体的運営」を「居宅サービス事業等の一体的運営」に改め、同表14の項中「一体的運営」を「居宅サービス事業等の一体的運営」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項中「一体的運営」を「居宅サービス事業等の一体的運営」に改め、同項を同表15の項とし、同表中3の項から12の項までを2項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

<p>3 法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営（以下「地域密着型サービス事業等の一体的運営」という。）をしようとする場合 1件につき8,700円</p>
<p>4 法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指</p>	<p>1件につき8,700円</p>

<p>定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該更新に係る地域密着型サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）</p>	
--	--

別表に次のように加える。

<p>17 法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）</p>	<p>(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1件につき24,700円</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が地域密着型サービス事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき8,700円</p>
<p>18 法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該更新に係る地域密着型介護予防サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一</p>	<p>1件につき8,700円</p>

<p>体的運営をするため、法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合又は地域密着型サービス事業等の一体的運営をする指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該更新に係る地域密着型介護予防サービス事業との地域密着型サービス事業等の一体的運営をする地域密着型サービス事業についての法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合に係るものを除く。)</p>	
<p>19 法第115条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき24,700円</p>
<p>20 法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>1件につき8,700円</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。